

## 電子入札対象案件の紙入札での参加について

### ■対象者

電子入札による対応ができず、紙入札を認める例に該当するもの。

- ①会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合
- ②電子証明書の閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続中の場合

※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続期間内に限ります。

- ③電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合

- ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

※ 物品等（建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理業務を除くものをいう。）の案件に限り、当面の間「電子入札未対応」を紙入札の参加理由として認める。

### ■紙入札までの流れ

1. 制限付き一般競争であれば入札参加申込受付期間内に、指名競争入札であれば入札期間末日の前日までに、紙入札方式参加申請書（様式1）を契約検査課に提出する。
2. 後日、契約検査課より連絡があり次第、「紙入札方式参加申請について（通知）」を受け取る。
3. 入札期間内に入札書（様式2）及び内訳書をそれぞれ封筒に入れて、契約検査課へ提出する。  
※「内訳書」については、埼玉県入札情報公開システムの当該案件ページにてダウンロードすること。
4. 開札予定時間の5分前までに契約検査課窓口に来庁し、時間になったら契約検査課指定の場所にて電子入札の開札に原則立ち会う。開札には原則として契約締結権限を有する代表者が立ち会うものとするが、それ以外の者が立ち会う場合には、委任状（様式4）を提出すること。ただし、感染症対策等のため、立ち会いが困難なときは、この限りでない。
5. 再入札となった場合は、再入札期間内に再入札書を契約検査課窓口まで持参する。その後、再入札の開札時にも開札に原則立ち会う。再入札の際、当初入札と同じ者が立ち会う場合は委任状は不要だが、別の者が立ち会う場合は、再度委任状（様式4）を提出すること。